

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された予約票を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、予約日時、診療科

2 事案の経過

医師事務作業補助者Aが、患者Bの予約票（次回受診等を案内）の一部を患者Cに誤交付したものを。

○令和5年10月25日（水）

- ・患者Bの診察終了後、医師事務作業補助者Aが、プリントアウトされた2枚の患者Bの予約票のうちの1枚を、患者Cの予約票の後ろに誤って編綴し、患者Cの書類が入ったファイルに入れて所定の棚に置いた。
- ・看護師Dは、患者Bの予約票が患者Cの予約票に誤って編綴されていることに気付かず、患者Cに誤交付した。

○令和5年11月15日（水）

- ・患者Cが受診時に、患者Bの予約票が誤交付されていることを申し出たことにより本事案が判明し、診療受付担当者が患者Bの予約票を回収し、医師事務作業補助者Aが破棄した。

○令和5年11月30日（木）

- ・看護師Dの上長が患者Bに架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・医師事務作業補助者Aが、患者Bの予約票の一部を患者Cの予約票の後ろに誤って編綴したため。また、看護師Dがそれに気付かず、患者Cに誤交付したため。

4 再発防止策

- ・事案発生部署の医師事務作業補助者および看護師に対し、患者に書類を交付する際に、他の患者の書類が混入していないか、複数人で複数回チェックするよう改めて周知した。

【お問い合わせ先】

事務局 総務グループ

電話 072-957-2121